

統計第925号
平成27年8月6日



一般社団法人 北海道老人保健施設協議会
会長 星野 豊 様

北海道総合政策部長 窪田 豪
(平成27年国勢調査北海道実施本部長)

平成27年国勢調査への御協力・御支援について（依頼）

日頃から、道の統計行政の推進につきまして、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年は、統計法（平成19年法律第53号）に規定される国勢調査が全国一斉に実施されます。この国勢調査は、国内に居住するすべての人及び世帯を対象とした国の最も重要な統計調査であり、現在、本道におきましても、国（総務省統計局）、道、市町村及び国が任命する国勢調査員が連携を図りながら、10月1日午前零時現在を期日とする調査に向けて準備を進めております。今回の調査におきましても、介護老人保健施設等の入所施設については、自宅を離れて施設に3か月以上入所している（予定を含む）方等を当該施設における調査対象者として、施設の建物ごとに1つの世帯とするという調査方法のため、調査を円滑に実施するためには、施設関係者の方々の御協力が欠かせないものとなっております。

つきましては、各施設に対し、施設が所在する市町村及び国勢調査員から次のような依頼があるものと考えておりますので、貴協議会におかれましては、趣旨をあらかじめご理解いただくとともに、貴協議会に加入する各施設に対する周知につきましても、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、国勢調査の概要につきましては、総務省統計局の「国勢調査2015キャンペーンサイト」(<http://kokusei2015.stat.go.jp/>)を御覧いただくほか、調査実施に際しての御不明な点については、各施設におきまして、所在する市町村の統計担当窓口または8月24日から設置される「国勢調査コールセンター」(0570-07-2015)にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

記

1 ポスターの掲示等

施設内のポスター掲示等による施設に入所している方々等に対する国勢調査実施の周知

2 施設内における調査の支援

調査員が施設に立ち入って調査票の配布及び回収を行う際の補助に加え、施設に入所している調査対象の方が自ら調査票に記入することが困難な場合に、施設関係者（国勢調査員に任命されている場合を含む）の方が本人又はその親族等に代わって回答を記入すること

連絡先：情報統計局統計課生活統計グループ 橋本
電 話：011-204-5144（直通）
F A X：011-232-8012
E mail：hashimoto.shuu@pref.hokkaido.lg.jp